

平成15年4月13日執行 兵庫県議会議員選挙

告示日 平成15年4月4日
投票日 平成15年4月13日

概要

平成15年6月10日に任期満了となる兵庫県議会議員選挙は、4月4日告示、同月13日を選挙期日とする統一地方選挙として実施された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が、平成14年法律第150号をもって、また、特例法第8条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令が平成14年政令第373号をもって、それぞれ12月13日に公布され、いずれも公布の日から施行されることとなった。

特例法は、平成15年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる選挙については、統一地方選挙として、平成15年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる選挙については、当該地方公共団体の選挙管理委員会の判断により、統一地方選挙としてその任期満了による選挙を行うこともできることとされたため、この規定により実施されたものである。

加西市選挙区においては現職に対し、新人で元市議会議員と平成7年及び平成11年の選挙にも立候補した新人女性とが立候補したが、事実上は現職対元市議会議員との一騎打ちの戦いとなった。

不在者投票は、2,203名と順調に推移したが、投票率は当初から伸び悩み、午後8時現在の最終確定投票率は、59.49%であった。

なお、開票の結果、1名は前回と同様法定得票数に達せず供託物は没収された。

また、当該選挙の候補者であった衣川幸子氏から、平成15年4月28日付けで平成15年4月13日執行の兵庫県議会議員選挙（加西市選挙区）における当選の効力に関する異議の申出が兵庫県選挙管理委員会に提起された。

候補者に関する調

(立候補届出順)

候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
おだ 小田つよし	兵庫県加西市鴨谷町 1285 番地	昭和 16 年 7 月 28 日	無 所 属	株式会社小田製作所代 表取締役社長
おおにし 大西ひろゆき	兵庫県加西市北条町西南 184 番地の 1	昭和 14 年 1 月 14 日	無 所 属	行政書士
きぬがわゆきこ きぬ川幸子	兵庫県加西市北条町古坂 485 番地	昭和 5 年 9 月 15 日	無 所 属	神戸経営経理研究所代 表者

投票に関する調

(1) 投票事務

投 票 時 間	投 票 管 理 者	投 票 立 会 人	投票事務従事者数 (本部事務含む)
7時から20時まで	35名	70名	180名

(2) 投票者数及び投票率

区 分	男 性	女 性	合 計
名簿登録者数	19,213	20,816	40,029
当日有権者数	18,977	20,580	39,557
投 票 者 数	11,156	12,376	23,532
投票率 (%)	58.79	60.14	59.49
棄 権 者 数	7,821	8,204	16,025
不在者投票者数	943	1,260	2,203

(3) 投票区別投票者数

区 別	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
南町公会堂	534	579	1,113	297	376	673	55.62	64.94	60.47
栗田公民館	431	471	902	266	299	565	61.72	63.48	62.64
北条小学校体育館	1,239	1,311	2,550	634	715	1,349	51.17	54.54	52.90
横尾公民館	933	978	1,911	463	503	966	49.62	51.43	50.55
コミュニティセンター	618	676	1,294	334	363	697	54.05	53.70	53.86
東高室公会堂	628	711	1,339	361	395	756	57.48	55.56	56.46
西南公会堂	494	501	995	301	329	630	60.93	65.67	63.32
富田幼稚園	586	649	1,235	362	403	765	61.77	62.10	61.94
畑町公会堂	348	398	746	240	264	504	68.97	66.33	67.56
福居町公会堂	431	467	898	270	318	588	62.65	68.09	65.48
賀茂会館	786	877	1,663	497	551	1,048	63.23	62.83	63.02
鎮岩町公会堂	355	371	726	255	278	533	71.83	74.93	73.42
西長町公会堂	285	311	596	198	216	414	69.47	69.45	69.46
大柳町公会堂	83	89	172	63	60	123	75.90	67.42	71.51
上野田町公会堂	688	763	1,451	407	475	882	59.16	62.25	60.79
多聞保育園	647	743	1,390	359	411	770	55.49	55.32	55.40
老人憩いの家	253	283	536	163	179	342	64.43	63.25	63.81
三口町公会堂	504	568	1,072	318	348	666	63.10	61.27	62.13
中野町公会堂	680	719	1,399	369	387	756	54.26	53.82	54.04
田原町公会堂	610	646	1,256	317	356	673	51.97	55.11	53.58
網引町営農センター	429	461	890	247	288	535	57.58	62.47	60.11
繁昌町公会堂	625	620	1,245	287	289	576	45.92	46.61	46.27
別府保育園	519	579	1,098	252	269	521	48.55	46.46	47.45
富合小学校多目的ホール	607	657	1,264	322	372	694	53.05	56.62	54.91
玉野児童館	516	539	1,055	291	315	606	56.40	58.44	57.44
農村環境改善センター	412	445	857	218	237	455	52.91	53.26	53.09
河内町公会堂	287	298	585	198	209	407	68.99	70.13	69.57
日吉小学校体育館	953	1,018	1,971	582	612	1,194	61.07	60.12	60.58
宇仁小学校体育館	408	571	979	259	351	610	63.48	61.47	62.31
小印南町公会堂	310	349	659	194	211	405	62.58	60.46	61.46
下芥田町公会堂	295	339	634	197	226	423	66.78	66.67	66.72
泉第1保育所	1,037	1,062	2,099	665	684	1,349	64.13	64.41	64.27
中富町公民館	461	485	946	291	303	594	63.12	62.47	62.79
西在田小学校体育館	742	792	1,534	521	611	1,132	70.22	77.15	73.79
下万願寺町公会堂	243	254	497	158	173	331	65.02	68.11	66.60
合 計	18,977	20,580	39,557	11,156	12,376	23,532	58.79	60.14	59.49

開票に関する調

(1) 開票事務

日 時 平成15年4月13日 午後9時10分
場 所 加西市農業協同組合 農協会館大ホール

開票時間	開票管理者	開票立会人	開票事務従事者数
午後9時10分から 午後10時20分まで	1名	3名	110名

(2) 投票の内訳

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)
23,532	23,125	407	1.73

(3) 候補者得票数

当落の別	党派	候補者氏名	年齢	新現元別	男女別	候補者得票数
当選	無所属	小田つよし (小田毅)	61	現	男性	13,239
	無所属	大西ひろゆき (大西啓之)	64	新	男性	9,303
	無所属	きぬ川幸子 (衣川幸子)	72	新	女性	583
法定得票数	5,781.25	供託物没収点	2,312.50	選挙運動法定費用		7,225,000円

(4) 開票進捗状況

候補者 \ 時刻	第1報 21時16分	第2報 21時46分	第3報 22時16分	確定報 22時20分
(当) 小田つよし	0	1,400	13,200	13,239
大西ひろゆき	0	1,400	9,200	9,303
きぬ川幸子	0	0	500	583
合計	0	2,800	22,900	23,125
開票進捗率 (%)	0	11.9	97.3	100.0

《 参考 》

決 定 書

異議申出人

加西市北条町古坂485番地

衣 川 幸 子

上記異議申出人が平成15年4月28日付けで提起した平成15年4月13日執行の兵庫県議会議員選挙（加西市選挙区）（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定します。

主 文

本件異議の申出を棄却します。

異議の申出の趣旨

平成15年4月13日執行の兵庫県議会議員選挙（加西市選挙区）における当選人小田つよし氏の当選は無効とするとの決定を求めます。

異議の申出の理由

本件異議の申出の理由の要旨は、次のとおりです。

- 1 小田つよし氏は、選挙運動用自動車又は船舶の表示旗、拡声機の表示証、選挙運動員（乗車・船）用腕章といった立候補と同時に渡される物件の証なしに選挙運動を行っていました。
- 2 小田つよし氏は法務局への供託なしで立候補し、本件選挙の選挙長の知識不足で選挙戦に出られることになったとみますが、これは不当行為であり、当選は無効との決定がなされるべきです。

決 定 の 理 由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理しました。その結果は次のとおりです。

- 1 当選の無効となるべき違法事由には、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容 - たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定 - に違法があることとされています（昭和30年9月29日大阪高裁判決）。

しかし、申出人が主張する特定候補者の違法行為は、これらの違法事由にあたるものではなく、当選無効の原因とすることはできません。

また、申出人は、小田つよし氏が供託をしていないことを主張しますが、加西市選挙区選挙長あてに提出された小田つよし氏の立候補に必要な書類には不備はありません。

加えて、申出人は、小田つよし氏には立候補届出と同時に渡される物件の証がないとも主張しますが、加西市選挙区選挙長は、小田つよし氏に選挙運動用自動車（船舶）の表示旗、拡声機の表示証、選挙運動員（乗車・船）用腕章といった立候補と同時に渡される物件を交付しており、その証拠として受領書が提出されています。

よって、申出人の主張には理由がありません。

- 2 なお、申出人が特定候補者の違法行為を主張するので、念のため、選挙無効の事由に該当するか否かについても、公職選挙法第209条第1項の規定により職権であわせて審理しました。

違法行為により選挙が無効となる場合とは、そのために選挙地域内の選挙人全般にわたりその自由な判断による投票が妨げられたような特別な事態を生じた場合等とされます。

本件選挙において、小田つよし氏が選挙運動用自動車（船舶）の表示旗、拡声機の表示証、選挙運動員（乗車・船）用腕章なしに選挙運動をしていたという事実があったのか当委員会で調査しましたが、調べた限りにおいてそのような事実があったと認めるに足りる証拠はありませんでした。

また、申出人から申出人の主張する違法行為が事実であると認めるに足りる証

拠の提出もありませんでした。

その他、本件選挙において選挙を無効とすべき事由はありません。

- 3 よって、当委員会は、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項の規定により主文のとおり決定します。

平成15年5月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 中村敏明